

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成26年政令第227号。以下「改正政令」という。)(別添1)が平成26年6月25日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 97-00-7)

(2) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1885-14-9)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

ピロカテコール及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 120-80-9)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサノカルボキサミド及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 852379-28-3)



- (2) (4Z) - 4-オードデセンニトリル及びこれを含む製剤
(CAS No. : 1071801-01-8)

4 施行期日

平成26年7月1日から施行する。ただし、第1の3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日（平成26年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項（毒物又は劇物の表示）の規定は適用しない。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添2のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 141 号) (2分冊の1)

官 報

平成 26 年 6 月 25 日 水曜日

別添 1

目 次

〔法 律〕

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)
○マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(八〇)

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)

○労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(八三)

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(八四)

○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(八五)

〔政 令〕

○国土交通省組織令の一部を改正する政令(二一九)

○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二〇)

○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(二二一)

○東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(二二二)

○予算決算及び会計令の一部を改正する政令(二二三)

○水循環基本法の施行期日を定める政令(二二四)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二二五)
○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二二六)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二二七)

〔省 令〕

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働二)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働七一)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五六)

○国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同五七)

〔告 示〕

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(厚生労働二六六)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十五年年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)

平成二十五年年度第四・四半期国庫の状況(同)

本号で公布された
法令のあらまし

◇児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七九号)(法務省)

1 題名の改正

法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めることとした。

2 児童ポルノの定義

児童ポルノの定義のうち、第二条第三項第三号の規定を改め、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位(性器等)若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう」が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」とした。(第二、第三条第三項第三号関係)

3 適用上の注意

この法律の適用に当たつては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようないことがあつてはならないこととした。(第三条関係)

4 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止
何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の二関係)

5 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則
自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る)は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)

[illegible][illegible][illegible]

[http://dx.doi.org/10.1080/09670260600541111](#)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
2	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98	100	102	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138	140	142	144	146	148	150	152	154	156	158	160	162	164	166	168	170	172	174	176	178	180	182	184	186	188	190	192	194	196	198	200
3	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	63	66	69	72	75	78	81	84	87	90	93	96	99	102	105	108	111	114	117	120	123	126	129	132	135	138	141	144	147	150	153	156	159	162	165	168	171	174	177	180	183	186	189	192	195	198	201	204	207	210	213	216	219	222	225	228	231	234	237	240	243	246	249	252	255	258	261	264	267	270	273	276	279	282	285	288	291	294	297	300
4	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	96	100	104	108	112	116	120	124	128	132	136	140	144	148	152	156	160	164	168	172	176	180	184	188	192	196	200	204	208	212	216	220	224	228	232	236	240	244	248	252	256	260	264	268	272	276	280	284	288	292	296	300																									
5	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250	255	260	265	270	275	280	285	290	295	300																																								
6	6	12	18	24	30	36	42	48	54	60	66																																																																																									

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下この項及び次項において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた医療介護総合確保推進法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。次項において「旧介護施設整備法」という。）第七條の規定により都道府県が処理することとされている事務については、第二条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この項において「旧地方自治法施行令」という。）第百七十四條の三十一の二第一項及び第百七十四條の四十九の十一第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧地方自治法施行令第百七十四條の三十一の二第一項中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」と、「介護施設整備法」とあるのは「旧介護施設整備法」と、旧地方自治法施行令第百七十四條の四十九の十一第一項中「介護施設整備法」とあるのは「旧介護施設整備法」とする。

3 旧介護施設整備法第五条第二項に規定する交付金（医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。）については、第四条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第二十四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項に規定する交付金」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）以下この号において「医療介護総合確保推進法」という。）第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下この号において「旧介護施設整備法」という。）第五条第二項に規定する交付金（医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。）」とする。

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十六号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「散瞳薬」を「散瞳薬」に改め、同条に次の一号を加える。

四 核医学診断装置

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十一を第六号の十三とし、第六号の五から第六号の十までを二号ずつ繰り下げ、第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 一クロロローニ・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(170)を(172)とし、(107)から(169)までを(109)から(171)までとし、(106)を(107)とし、その次に次のように加える。

(108) (四Z)―四―ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(105)を(106)とし、(80)から(104)までを(81)から(105)までとし、(79)の次に次のように加える。

(80) N―(四―シアノメチルフェニル)―ニ―イソプロピル―五―メチルシクロヘキサカルボキサミド及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十三号の二を第八十三号の三とし、第八十三号の次に次の一号を加える。

八十三の二 ビロカテコール及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

省

令

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省令第二号

厚生労働省令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

平成二十六年六月二十五日

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（平成二十三年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。
附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第二項第二号イ、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第二項第二号、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第十三条ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則

第一条の見出し中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第一条第三項第三号イ」を「第二条第四項第三号イ」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第一条第二項第二号イ」を「第二条第四項第三号イ」に改める。

（法第四條第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所）
第三条 法第四條第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
四 老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム
五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、

医療法（昭和二十三年法律第百五十五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所
第四条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号イ」を「第五条第二項第二号ロ」に改め、同条

第七号中（昭和三十一年法律第百三十三号）を削る。
第五条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号ロ」を「第五条第二項第二号ハ」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号ハ」を「第五条第二項第二号ニ」に改め、同条
第六号中「第四条第二項第二号イ又はロ」を「第五条第二項第二号ロ又はハ」に改め、同条第七号

中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。
第七条（見出しを含む。）中「第一条第二項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条

第七条（見出しを含む。）中「第一条第二項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条
第十二条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二項中「第

十二条」を「第十四條」に改め、同条を第八條とする。
第十三条（見出しを含む。）中「第二十三條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十三條第一項」

を「第十三條第一項、第十五條第一項」に、「第十五條第二項」を「第十七條第二項」に、「第十四條
第一項」を「第十六條第一項」に、「第十八條第二項」を「第二十條第二項」に、「第十五條第一項、

第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第十九條」を「第十七條第一項、第十八條、第十九條、
第二十條第一項及び第二十一條」に改め、同条を第九條とする。

（介護保険法施行規則の一部改正）
第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六條の十二第一号中「第二百二十六條の八」を「第二百二十六條の十」に改める。
附則第二十七條第一項各号列記以外の部分中「この条」の下に「及び附則第三十條」を加える。

附則に次の三條を加える。
（法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）
第二十八條 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一條の三

第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三條の五の規定の適用については、
同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは
「一月から七月まで」とする。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

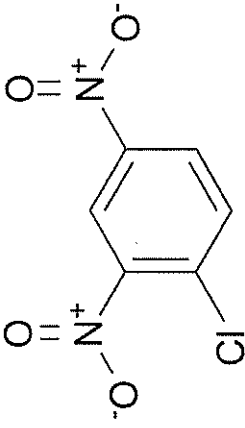
改正後	改正前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 六の四（略） 六の五 一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤 六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤 六の七 六の十三（略） 七 三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (79)（略） (80) N―（四―シアノメチルフエニル）―二―イソプロピル―五―	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 六の四（略） （新設） 六の五 六の十一（略） 七 三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (79)（略） （新設）

（傍線の部分は改正部分）

メチルシクロヘキサシカルボキサミド及びこれを含む製剤 (81) (107) (略) (四乙)ー四ードデセンニトリル及びこれを含む製剤 (109) (172) (略) 三十三 八十三 (略) 八十三の二 ピロカテコール及びこれを含む製剤 八十三の三 (略) 八十四 百九 (略) 2 (略)	(80) (106) (略) (新設) (107) (170) (略) 三十三 八十三 (略) (新設) 八十三の二 (略) 八十四 百九 (略) 2 (略)
--	--

毒物に指定するもの

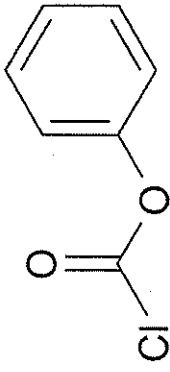
別添 3

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	 $C_6H_3ClN_2O_4 / C_6H_3Cl(NO_2)_2$ 分子量 202.6 CAS No. 97-00-7	原体及びこれを含有する製剤	外観: 淡黄色～黄色の結晶 沸点: 315℃ 融点: 52～54℃ 相対蒸気密度: 6.98 (空気=1) 密度: 1.7 g/cm ³ 蒸気圧: 0.011 Pa (25℃) 溶解性: 水: ほとんど溶けない (9.24 mg/L, 25℃)。エーテル、ベンゼンに可溶 引火点: 194℃ 安定性・反応性: 強酸化剤、強塩基と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 640 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 130 急性吸入毒性 データなし。 皮膚腐食性 ウサギ 重度 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	アルキル化、ア リル化及び置換 反応用試薬。染料、防カビ剤等の製造に使用。

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
クロロ炭酸フェニルエスデル	 $C_7H_5ClO_2 / C_6H_5OCCl$ 分子量 156.6 CAS No. 1885-14-9	原体及びこれを含有する製剤	外観：刺激臭のある無色の液体 沸点：188～189℃ 融点：-28℃ 相対蒸気密度：5.41 (空気=1) 密度：1.24 g/cm ³ (20℃) 蒸気圧：90 Pa (20℃) 溶解性：水；加水分解 エーテル、ベンゼン、クロロホルムに可溶 引火点：69℃	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1748 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 4923 急性吸入毒性 LC ₅₀ ラット 0.29 mg/L (4hr) (44ppm (4hr)) (蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ + 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	合成用試薬。クロロ炭酸エスデル類として、重合触媒、プラスチックの改質、繊維処理及び医薬品に使用。農薬の原料として使用。

※ 急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量（濃度）を表し、投与（暴露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

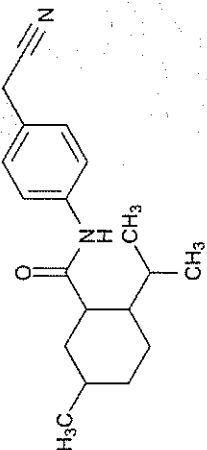
劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
ヒロカテコール	$C_6H_6O_2 / C_6H_4(OH)_2$ 分子量 110.1 CAS No. 120-80-9	原体及びこれを含む製剤	外観：特徴的臭気のある無色の結晶 沸点：245.5℃ 融点：105℃ 相対蒸気密度：3.8 (空気=1) 密度：1.34 g/cm ³ (20℃) 蒸気圧：4 Pa (20℃) 溶解性：水：460 mg/mL (25℃) アセトン、エタノールに易溶、エーテル、クロロホルムに可溶 引火点：127℃ 安定性・反応性：酸化剤と反応	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 800 急性吸入毒性 LD_{50} (死亡率0%) ラット 2.8 mg/L (8hr) (5.6 mg/L (4hr)) (ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ 軽度～中等度 眼刺激性 ウサギ 強度	香料、重合防止剤、抗酸化剤、医薬品及び農薬の合成原料として使用。また、レジストの剥離剤、脱酸素剤(活性炭吸着剤)、メッキ処理剤の原料として使用。

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
N-(4-シアノメチルフエニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	 $C_{19}H_{26}N_2O$ 分子量 298.4 CAS No. 852379-28-3	原体並びにこれ を含有する製剤	外観：白色～微黄色固体 沸点：>430°C (1013 hPa) 融点：148°C 蒸気圧：<0.0001 hPa (25°C) 溶解性：水；1 mg/L (20°C) 安定性・反応性： 乾燥した換気の良い室内 に密閉容器で 810 日	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $\text{ラット} \geq 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) $\text{ラット} \geq 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) $\text{ラット} > 5.17$ (ダスト) 皮膚腐食性 カサギ — 眼刺激性 カサギ —	調合香料の原料

※ 急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量（濃度）を表し、投与（暴露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
(4Z)-4-ドデセンニトリル	 $C_{12}H_{21}N$ 分子量 179.3 CAS No. 1071801-01-8	原体及びこれを含有する製剤	外観:液体 沸点:275℃ 融点:< -20℃ 比重:0.841 蒸気圧:0.55 Pa (25℃) 溶解性:水;不溶 引火点:130℃	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $\bar{ラット} > 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) $\bar{ラット} > 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) $\bar{ラット} > 5.29$ (ミスト) 皮膚腐食性 $\bar{ウサギ}$ 軽度 眼刺激性 $\bar{ウサギ}$ 軽度	香粧品香料用の調合原料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。